## 発注者指定型週休2日工事の補正係数改定(月単位・通期)

現行	令和6年7月15日以降に当初設計書を作成する工事から適用	
〇発注者指定型〇対象とする休日土日に限定しない	〇発注者指定型「月単位」の補正係数を計上し発注(*)(港湾・漁港事業は「通期」の補正係数を計上)	※ 「月単位」:毎月4週8休達成 「通期」:通期で4週8休達成
悪天候による休工日  ○対象工事	<ul><li>○対象とする休日</li><li>土日に限定しない</li><li>悪天候による休工日</li></ul>	
原則全ての工事を対象とする。 ただし、現場作業が短期間(1ヶ月程度未満)で完了する工事及び、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事等を除く(*)	<ul> <li>○対象工事         原則全ての工事を対象とする。         ただし、現場作業が短期間(1ヶ月程度未満)で完了する工事及び、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事(5号随意契約工事)等を除く(※)</li> </ul>	※ 所轄労働基準監督署長 に非常災害等の理由による 労働時間延長・休日労働許 可申請書の届出が必要な 場合があることを特記仕様 書に明記する。
○ N 家工事は付記は稼音を称り ○ 工期設定・延長	○対象工事は特記仕様書を添付	首に切止りる。
工期設定支援システムによる工期設定を基本とする(*1) 施工計画立案時、工事条件により週休2日達成できない 場合は延長が可能(*2)	<ul> <li>○工期設定・延長</li> <li>工期設定支援システムによる工期設定を基本とする(*1)</li> <li>施工計画立案時、工事条件により週休2日達成できない場合は延長が可能(*2)</li> </ul>	<ul><li>※1 適切な工期の設定にあたっては、標準工事日数(週休2日含む)を参考とする。</li><li>※2 工事着手後に週休2日</li></ul>
<ul><li>○工事成績評定</li><li>4週8休以上達成の場合は加点</li><li>減点なし</li></ul>	〇工事成績評定         4週8休以上達成の場合は加点	実施のみを目的とした工期延長は認めない。
〇経費の補正達成状況により減額補正初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額を必ず提示し、意向を確認	減点なし <b>〇経費の補正</b> 達成状況により、「通期」の補正係数又は「補正なし」に減額変更(**)	※今回の改定から、4週8休 未満の補正係数は削除。
<b>〇総合評価</b> 加点等なし	初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額 を必ず提示し、意向を確認	

○総合評価 加点等なし